

## 告 示

### 埼玉県告示第九百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）春日部小渕計画

埼玉県春日部市小渕字山下千二十二―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 埼玉県生活環境保全条例に基づき、駐車場の利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知してください。（看板の設置 二十台あたり一枚程度等）
- (2) 春日部市景観条例、屋外広告物条例に該当する場合は、届出願います。
- (3) 事前に小渕小学校へ事業者から説明願います。小渕小学校の主要通学路であり、特に下記の場所はスクールゾーンの規制があります。  
規制時間（土日休日除く）は、小渕小入口から大和梱包運輸交差点までは、七時から八時、N六十三交差点から佐藤自動車整備までは、七時三十分から八時三十分となります。

#### 二 縦覧期間

平成二十九年九月一日から平成二十九年十月一日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター